

熊本県災害廃棄物処理実行計画

～ 第 1 版 ～

平成28年6月

熊 本 県

目 次

第1章 被災の状況	1
第2章 基本方針	
1 基本方針の位置付け	5
2 処理の対象	5
3 処理主体	5
4 災害廃棄物の発生量推計	5
5 処理期間	5
6 処理方法	5
7 財源	6
第3章 処理実行計画	
第1節 災害廃棄物の発生量	
1 市町村別の発生量	7
2 種類別の発生量	7
第2節 災害廃棄物処理の基本的事項	
1 役割分担	8
2 処理方法	8
(1) 処理フロー	8
(2) 仮置場の設置及び管理	9
(3) 再生利用と減量化	12
(4) 焼却処理	12
(5) 最終処分	13
(6) 処理困難物等の処理	14
第3節 県内処理と広域処理	
1 県内の廃棄物処理施設の処理能力	15
2 広域処理の必要性	15
3 県内処理と広域処理	16
第4節 事務の委託	
1 趣旨	17
2 受託対象市町村	17
3 事務委託の範囲	17
4 二次仮置場の受入品目及び配置等	17
第5節 処理スケジュール	19
第6節 進捗管理及び見直し	19

はじめに

平成28年4月14日21時26分(前震)及び同月16日1時25分(本震)の極めて短期間のうちに、立て続けに熊本を襲った震度7の地震(以下「熊本地震」という。)は、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災のいずれとも異なるものです。

この地震により、69名もの尊い命が失われ、未だ1名の方の安否が分かっていません。また、家屋の被害は、現在把握しているだけでも全壊の住家が約7,000棟、家屋被害全体としては11万棟を超え、膨大な災害廃棄物が発生しています。

本計画は、災害からの復旧・復興に向け、熊本県内被災市町村全体の災害廃棄物を、生活環境の保全に配慮しつつ、迅速かつ適正に処理するための必要な事項を定めるものであり、平成28年5月18日(水)開催の「熊本県災害廃棄物処理対策会議」において決定した基本方針に基づき処理を実行するものです。

第1章 被災の状況

今回の熊本地震は、平成28年4月14日以降、平成28年5月31日までに震度1以上を観測した地震は、1,612回を数え、4月14日から16日までに震度6弱以上を観測した地震は7回ありました。

表1-1 震度6弱以上を観測した地震(平成28年5月31日時点)

発生日	発生時刻	震源地	地震の規模 (マグニチュード)	最大震度
H28.4.14	21:26	熊本地方	6.5	7
H28.4.14	22:07	熊本地方	5.8	6弱
H28.4.15	0:03	熊本地方	6.4	6強
H28.4.16	1:25	熊本地方	7.3	7
H28.4.16	1:46	熊本地方	6.0	6弱
H28.4.16	3:55	阿蘇地方	5.8	6強
H28.4.16	9:48	熊本地方	5.4	6弱

今回の地震による住家への被害状況は、全壊6,905棟、半壊19,877棟、一部損壊91,946棟の合計118,728棟※(平成28年6月1日時点)となっており、市町村ごとの被害状況は、表1-2のとおり甚大なものとなっています。

※ 住家被害棟数は、り災証明申請件数ベースの市町村もあるため、複数の世帯が入居するマンションなどは重複の可能性があります。



図1-1 被害状況写真

表1-2 住家被害状況

(平成28年6月1日時点)

地域	市町村	全壊棟数(棟)	半壊棟数(棟)	一部損壊(棟)	合計(棟)
熊本	熊本市	2,194	10,528	58,222	70,944
	宇土市	70	477	4,224	4,771
宇城	宇城市	333	579	2,343	3,255
	美里町	8	80	173	261
	荒尾市	0	0	9	9
玉名	玉名市	8	38	186	232
	玉東町	9	62	183	254
	和水町	0	10	22	32
	南関町	0	0	42	42
	長洲町	0	0	17	17
	山鹿市	0	7	213	220
鹿本・菊池	菊池市	46	343	1,567	1,956
	合志市	15	328	4,034	4,377
	大津町	108	913	2,054	3,075
	菊陽町	13	309	3,286	3,608
	阿蘇市	96	391	891	1,378
阿蘇	南小国町	1	16	78	95
	小国町	0	1	48	49
	産山村	12	33	141	186
	高森町	0	0	47	47
	南阿蘇村	284	245	637	1,166
	西原村	458	696	1,037	2,191
	御船町	508	1,016	2,904	4,428
上益城	嘉島町	272	332	1,848	2,452
	益城町	2,304	2,449	5,207	9,960
	甲佐町	105	644	1,252	2,001
	山都町	21	126	144	291
	八代市	10	111	597	718
八代	氷川町	30	143	425	598
	水俣市	0	0	0	0
	芦北町	0	0	0	0
芦北	津奈木町	0	0	0	0
	人吉市	0	0	0	0
	錦町	0	0	0	0
球磨	あさぎり町	0	0	3	3
	多良木町	0	0	0	0
	湯前町	0	0	0	0
	水上村	0	0	0	0
	相良村	0	0	0	0
	五木村	0	0	0	0
	山江村	0	0	0	0
	球磨村	0	0	0	0
	天草市	0	0	36	36
	上天草市	0	0	76	76
苓北町	0	0	0	0	
県合計		6,905	19,877	91,946	118,728

第2章 基本方針

1 基本方針の位置付け

「熊本県災害廃棄物処理実行計画」[※]の策定にあたり、基本的な処理の方針を定めるものです。
※廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。)第5条の5第2項第5号の規定により策定した熊本県災害廃棄物処理計画(H28.3月策定)に基づくものです。

2 処理の対象

平成28年熊本地震により発生した災害廃棄物を対象とします。

3 処理主体

市町村(廃棄物処理法第4条第1項)。

【県の役割】

- ・ 災害廃棄物を迅速、円滑に処理するための広域調整
- ・ 今回の被害の甚大さを踏まえ、被災市町村による処理が困難な事務については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14～16に基づく災害廃棄物処理に係る事務の委託により県が処理(二次仮置場の設置運営等)

4 災害廃棄物の発生量推計

約195万トン(平成28年6月1日時点)[※]

※平成28年5月18日(水)開催の「熊本県災害廃棄物処理対策会議」では、100～130万トンと推計。

5 処理期間

発災後、2年以内の処理終了を目標とします。

(ただし、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえ適宜見直すこととします。)

6 処理方法

- ・ 環境負荷の低減と資源の有効活用の観点から、可能な限り再生利用(リサイクル)と減量化を図り、埋立て処分量を削減します。
- ・ 原則的に各市町村、一部事務組合及び広域連合の一般廃棄物処理施設で処理します。ただし、目標とする処理期間内での処理が困難な場合は、県が国や関係自治体、地元事業者と調整のうえ、県内の一般廃棄物処理施設や産業廃棄物処理施設(民間)を活用し、場合によっては、県外の処理施設を活用します。

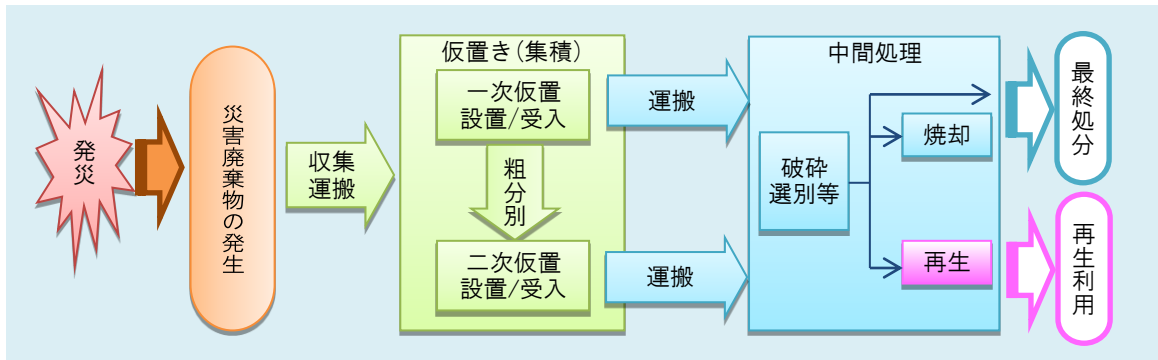


図2-1 災害廃棄物の処理・最終処分の流れ

7 財源

- ・環境省の補助制度「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用します。
- ・国に対して必要な財政支援を要望します。

【注】上記基本方針については、平成28年5月18日(水)開催の「熊本県災害廃棄物処理対策会議」において決定しました。

第3章 災害廃棄物の処理実行計画

第1節 災害廃棄物の発生量

1 市町村別の発生量

熊本県における災害廃棄物の発生推計量は、住家被害状況の棟数等から推計した結果、表3-1のとおり合計約195万トン(平成28年6月1日現在)となりました。

なお、発生推計量については、今後の損壊家屋の解体・撤去の状況や処理等を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

表3-1 災害廃棄物発生推計量

(平成28年6月1日時点)

地域	市町村	推計量(千トン)	地域	市町村	推計量(千トン)	
熊本	熊本市	812	阿蘇	阿蘇市	37	
	宇城	宇土市		41	南小国町	1未満
宇城市		86		小国町	1未満	
美里町		2		産山村	2	
玉名	荒尾市	1未満		高森町	1未満	
	玉名市	2		南阿蘇村	52	
	玉東町	2		西原村	109	
	和水町	1未満		上益城	御船町	96
	南関町	1未満			嘉島町	78
長洲町	1未満	益城町	422			
鹿本・菊池	山鹿市	1未満	甲佐町		35	
	菊池市	48	山都町	5		
	合志市	19	八代	八代市	5	
	大津町	76		氷川町	8	
菊陽町	20	球磨	あさぎり町	1未満		
天草			天草市	1未満		
			上天草市	1未満		
			合計	1,950		

※災害廃棄物発生量(t) = 被害棟数(棟) × 1棟あたり平均延床面積(m²/棟) × 原単位(t/m²)

2 種類別の発生量

災害廃棄物の種類別の発生推計量を表3-2に示します。

表3-2 種類別発生量(単位:千トン)

コンクリートがら	木くず		金属くず	その他(残材)			計
	木くず(柱等)	木くず(家具等)		混合廃棄物	瓦類	その他	
910	310	150	60	260	60	200	1,950

※災害廃棄物種類別発生量(t) = 災害廃棄物発生量(t) × 建物構造別組成割合(%)

建物構造別組成割合	コンクリートがら	木くず		金属くず	その他(残材)		
		木くず(柱等)	木くず(家具等)		混合廃棄物	瓦類	その他
木造	35.9%	17.7%	7.6%	2.3%	18.1%	4.5%	13.9%
非木造	78.4%	9.6%	7.6%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 仮置場の設置及び管理

① 市町村ごとの設置状況

市町村ごとの仮置場の設置状況を図3-2に示します。

県内58箇所(平成28年5月31日現在。熊本市が設置している解体家屋から排出される廃材等の受入れ専用の二次仮置場を除く。)に一次仮置場が設置されています。また、熊本県が6市町村(宇土市、嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、南阿蘇村)から事務委託を受けて益城町区域内に二次仮置場を設置します。

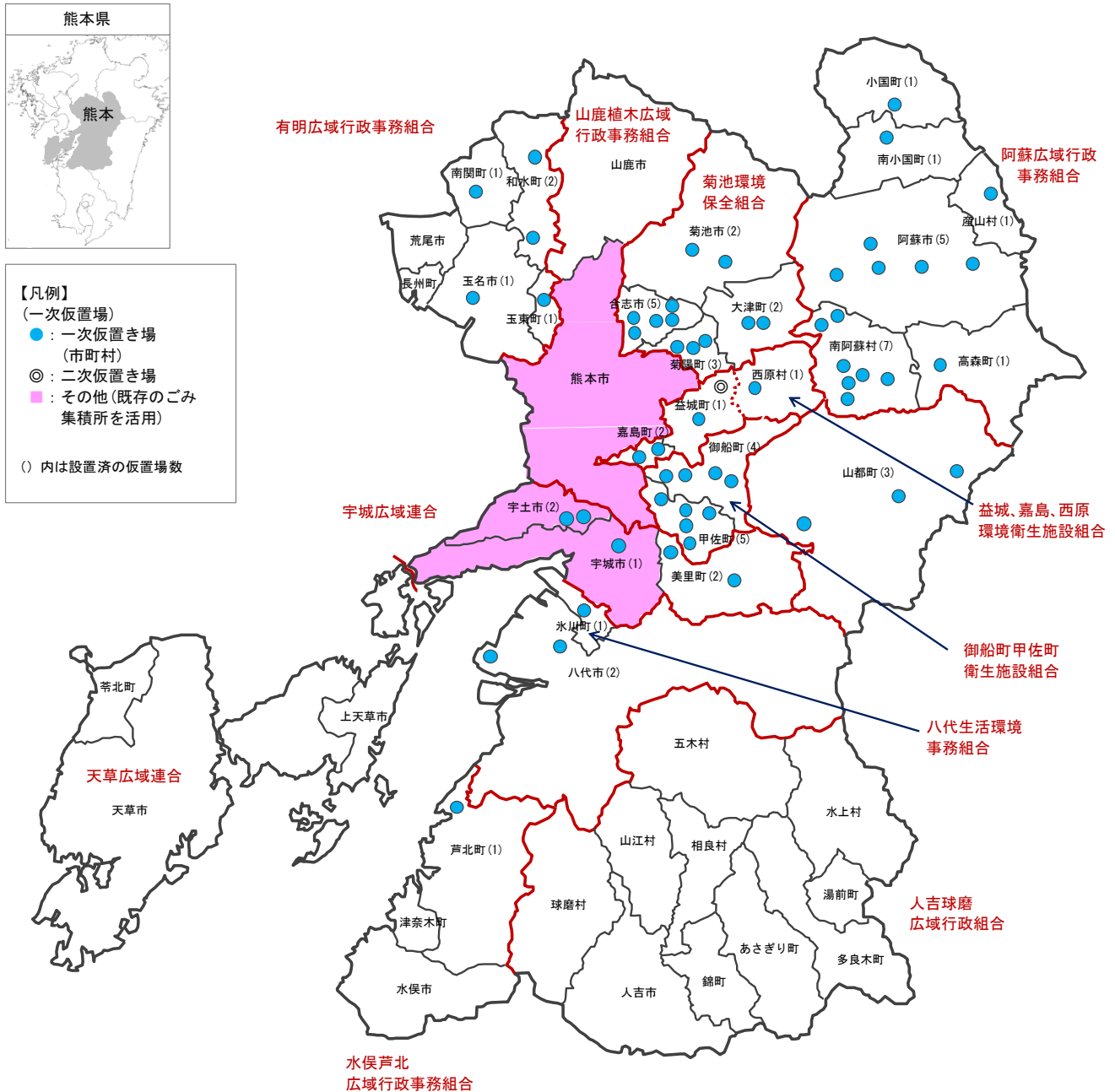




図3-2 市町村ごとの仮置き場の設置状況

②災害廃棄物の配置

持ち込まれた災害廃棄物は、表3-3に示す区分を基本とし、リサイクル及び適正処理を行いやすいよう種類ごとに分別することとします。また、仮置場の設置レイアウトの事例を図3-3に示します。

表3-3 災害廃棄物種

災害廃棄物の種類	性状
	<p>木くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木製家具や板、柱材・角材(倒(生)木も含む。)等から構成される。
	<p>コンクリートがら</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋等の解体により発生したコンクリート片やコンクリートブロックで、鉄筋等を取り除いたもの。
	<p>瓦くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋の解体により発生する瓦くず(粘土瓦、釉薬瓦、いぶし瓦、セメント瓦等)。
	<p>石膏ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・損壊家屋の解体により発生する石膏ボード。
	<p>金属くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の中に混じっている金属片で、選別作業によって取り除かれたもの。
	<p>ガラスくず、陶磁器くず</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の中に混じっている陶磁器くず等。

	家電	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により発生した家電製品。 ・家電リサイクル法の対象品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)は、法令に沿って処理する必要がある。
	危険物	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器、処理困難物(油類、ペンキ類、ガスボンベ、蛍光管、バッテリー等)等。 ・長期間保管せず、早期に処理する必要がある。

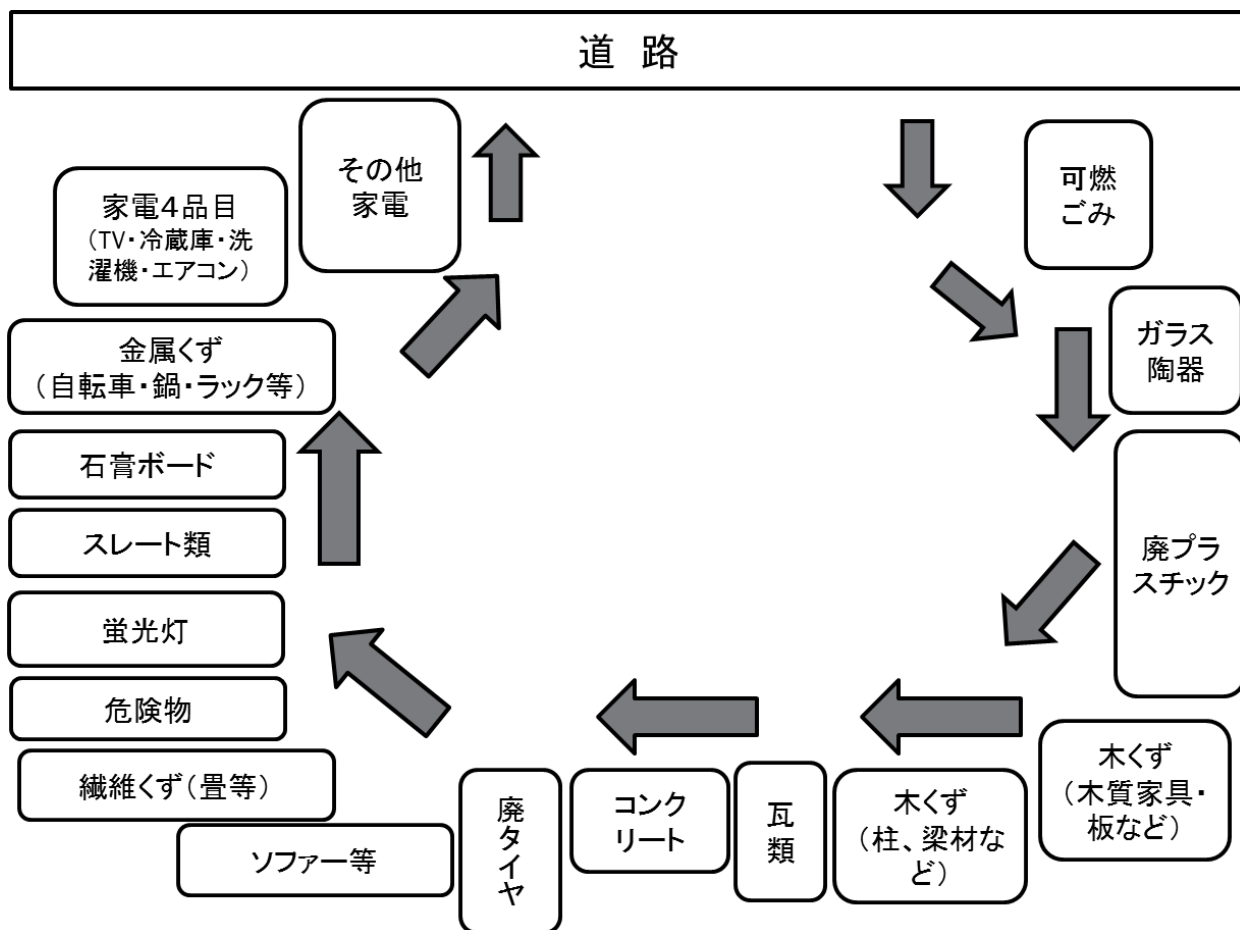


図3-3 仮置場設置事例(レイアウト)

③管理

仮置場では、搬入・搬出管理に加え、作業環境の保全、周辺環境の保全等が必要となります。仮置場の環境保全対策として、災害廃棄物を搬入する前に舗装の実施あるいは鉄板やシートの設置、排水溝の設置を検討し、必要に応じて汚水による公共用水域及び地下水の汚染、土壌汚染等の防止措置、さらには粉じん対策を講じます。

搬入前に環境保全対策を講じることができない場合は、瓦くずや廃プラなどの汚水の発生の恐れが少ない種類の廃棄物を仮置きすることで、土壌汚染の防止に努めるなど、柔軟な環境対策を行います。

また、災害廃棄物の管理状況によっては、火災等が発生する可能性がありますので、表3-4に示す留意事項を遵守する必要があります。

仮置場の閉鎖にあたっては、目視等による汚染状況の確認に加え、必要に応じて土壌分析等の必要な措置を講じます。

表3-4 火災予防に係る留意事項

項目	留意事項
火災	・ガスボンベ、ライター、ガソリン、灯油、タイヤ等の可燃物、発火源としてのバッテリー、電池(特にリチウム電池)及びこれらを搭載する小型家電製品等の可燃性廃棄物は、分離保管する。
	・可燃性廃棄物(混合廃棄物)を仮置きする際、積み上げ高さは5m以下(可燃性廃棄物の場合は2m以下)、一山の設置面積は200㎡以下、山と山との離間距離は2m以上とする。
	・積み上げた山の上で作業する場合は、毎日場所を変えて、蓄熱を誘発する同一場所での圧密を避け、長期間の保管が必要な場合は定期的に切り返しを行うなど長期間放置しない。
	・嫌気状態で発生するメタンガスを放出するために、ガス抜管を設置する。

(3)再生利用と減量化

災害廃棄物の再生利用及び減量化のために、破碎・選別を徹底し、再生利用においては、再生利用率概ね70%以上*を目指します。

なお、再生利用に当たっては、公共工事や地域の工場・事業場等で利用されるよう、関係者と調整に努めます。

※本県の再生利用率の状況は、一般廃棄物は19.7%、産業廃棄物は52%です(平成25年度実績)。

(4)焼却処理

再生利用を進めていきますが、今回の甚大な被害の影響もあり、再生利用困難な廃棄物が相当量発生することが想定されます。これらの廃棄物の減量化、安定化、無害化を促進するため、焼却処理を行います。その際、可能な限りサーマルリサイクルを行います。

県内の一般廃棄物の焼却施設は、表3-5のとおり21施設(処理能力計2,204t/日)あります。しかし、災害廃棄物等の受入れ余力をヒアリング調査した結果、一部施設が被災し、生活ごみの広域処理を行っているため、災害廃棄物を受入れるための余力がない状況です。

表3-5 県内の一般廃棄物焼却施設及びRDF施設の処理能力等

(平成28年6月1日時点)

地域名	市町村等	施設名	処理能力 [t/日]	受入余力 [t/日]	稼働 状況	備考
熊本	熊本市	西部環境工場	280	—	○	
	熊本市	東部環境工場	600	—	○	5/3 復旧
宇城	宇城広域連合	宇土清掃センター ごみ処理施設	52	—	○	
	宇城広域連合	宇城クリーンセンター ごみ処理施設	95	—	△ (片炉)	4/25 復旧
玉名	有明広域行政事務組合	東部環境センター	70	—	△ (片炉)	
	有明広域行政事務組合	クリーンパークファイブ	50	—	○	
鹿本 菊池	菊池環境保全組合	東部清掃工場	137	—	○	4/20 復旧
	山鹿植木 広域行政事務組合	山鹿植木広域行政事務組合 クリーンセンター	120	30~ 35	○	
	菊池市	エコヴィレッジ旭 (RDF 施設)	45	—	○	4/19 復旧
阿蘇	阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター 未来館(RDF 施設)	88	—	×	
上益 城	御船町甲佐町 衛生施設組合	御船甲佐クリーンセンター	48	—	×	
	益城、嘉島、西原 環境衛生施設組合	益城クリーンセンター	80	—	○	5/30 復旧
	山都町	小峰クリーンセンター	20	—	○	
八代	八代市	八代市清掃センター	150	—	○	
	八代市	粗大ごみ焼却炉	2	—	○	
	八代生活環境事務組合	クリーンセンター	44	—	○	
芦北	水俣芦北 広域行政事務組合	水俣芦北広域行政事務組合 クリーンセンター	43	1	○	
球磨	人吉球磨広域行政組合	人吉球磨クリーンプラザ (焼却施設)	90	—	○	
天草	天草市	牛深クリーンセンター	36	—	○	
	天草市	御所浦クリーンセンター	10	—	○	
	天草市	西天草クリーンセンター	17	—	○	
	天草広域連合	本渡地区清掃センター	93	10	○	
	天草広域連合	松島地区清掃センター	34	—	○	

(5)最終処分

再生利用が困難なもの及び焼却灰、ばいじんについては、原則として、各市町村もしくは事務組合等所管の一般廃棄物最終処分場へ搬入し、埋立処分を行うものとします。県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量は、表3-6に示すとおりであり、県全体で140万 m^3 、うち熊本市が100万 m^3 となっています。

また、ガラス、陶磁器、処理困難物などは、産業廃棄物管理型最終処分場を活用することとし、現在、県内には最終処分場が3施設あり、残余容量は、約100万 m^3 となっています。

表3-6 県内の一般廃棄物最終処分場の残余容量

地域名	市町村等	施設名	残余容量 [m ³]
熊本	熊本市	扇田環境センター(新埋立地)	1,003,772
宇城	宇城広域連合	松山最終処分場	11,519
	宇城広域連合	栗崎最終処分場	241
玉名	荒尾市	荒尾市一般廃棄物最終処分場	23,247
	有明広域行政事務組合	東部環境センター最終処分場	10,262
鹿本・ 菊池	菊池環境保全組合	環境美化センター楽善埋立処分場	49,597
	山鹿植木 広域行政事務組合	山鹿植木広域行政事務組合最終 処分場	139,390
	菊池市	菊池市一般廃棄物最終処分場(暫 定施設)	2,500
阿蘇	阿蘇広域行政事務組合	中部最終処分場	13,571
八代	八代生活環境事務組合	クリーンセンター(最終処分場)	7,642
芦北	水俣市	水俣市岡山不燃物理立処分地	43,826
球磨	人吉球磨広域行政組合	深田最終処分場	36,347
	人吉球磨広域行政組合	人吉球磨クリーンプラザ (最終処分場)	44,155
天草	天草市	牛深一般廃棄物最終処分場	14,955
	天草市	御所浦一般廃棄物最終処分場	209
合 計			1,401,233

※出典：熊本県廃棄物処理計画(第4期)(平成28年3月：熊本県)

(6) 処理困難物等の処理

処理困難物等の処理は、表3-7を基本とし、長期間保管せず、早期に適正に処理します。

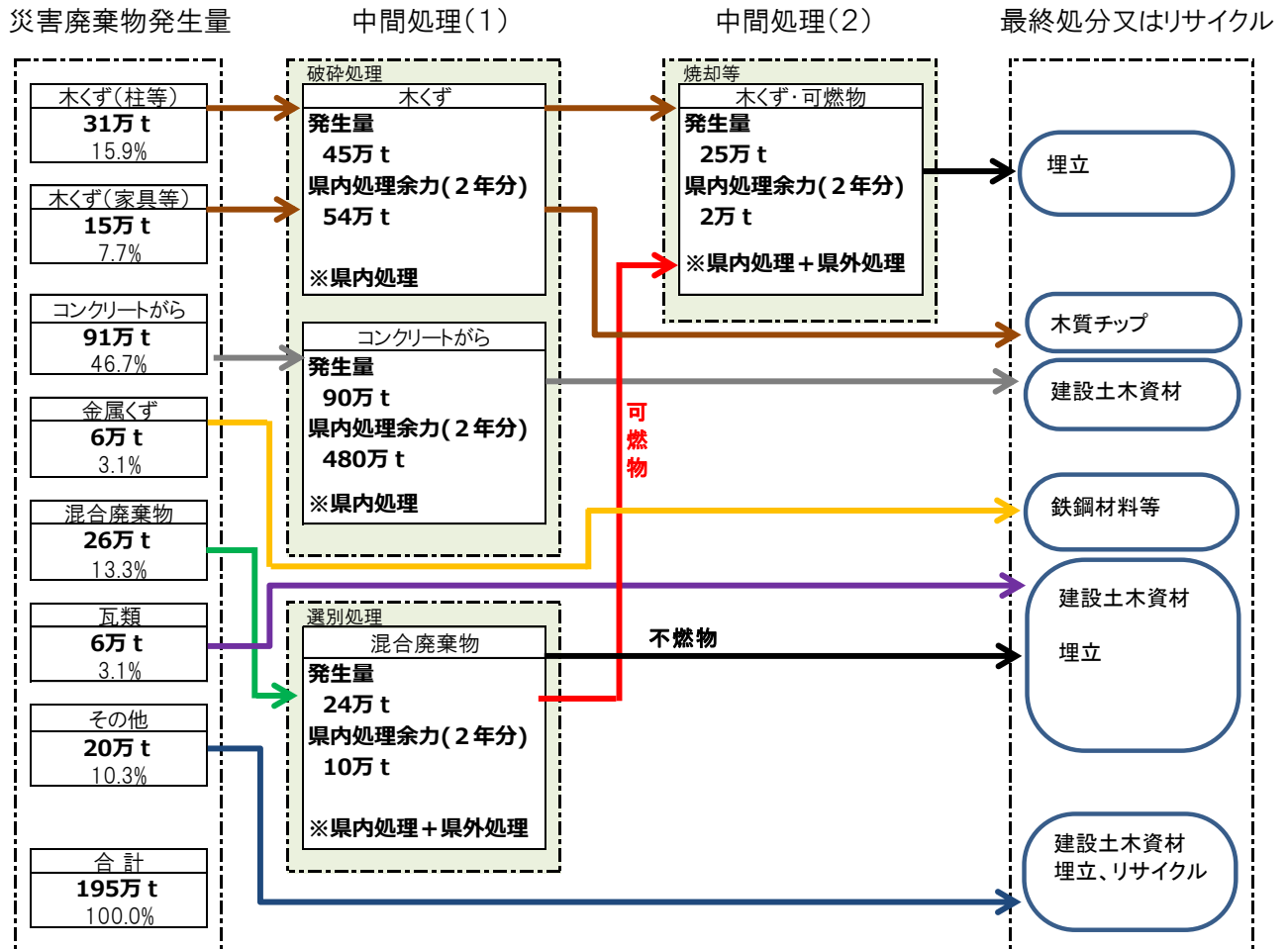
表3-7 処理困難物等の処理方法(例)

ごみ種の例示	処理方法(例)
殺虫剤、消毒剤等の農薬、その他薬品等	・購入店、メーカーに回収依頼する。 ・廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
塗料、ペンキ	・購入店、メーカーに回収依頼する。 ・廃棄物処理業者に回収・処理を依頼する。
電池類(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池)	・電池類は、リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店による回収を依頼する。
太陽光パネル	・産廃業者に委託し、ガラス類と非鉄金属類に分けてリサイクルを行う。 ・太陽光パネルは発電している恐れがあるため、感電しないように注意して取り扱う。
ガスボンベ(高圧ガスボンベ、LPガス)	・高圧ガスボンベは高圧ガス保安協会へ回収を依頼する。 ・LPガスは一般社団法人全国LPガス協会へ回収を依頼する。
消火器	・購入店、メーカー、廃棄物処理業者に依頼
灯油、廃油等	・購入店、ガソリンスタンド等への回収や処理を委託する。
石膏ボード	・製造元へ返却・引取を依頼する、又は、管理型処分場にて適正に処理する。 ・アスベスト含有石膏ボードは、非飛散性アスベスト含有廃棄物として適正に処理する。 ・有毒ガスが発生する恐れがあるため、水につからないように注意して取り扱う。

第3節 県内処理と広域処理

1 県内の廃棄物処理施設の処理能力

県内の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の処理能力(t/年)を施設ヒアリングにより算定しました。また、災害廃棄物の処理見込量については、目標期間として設定している2年間の県内処理の可能性を検討した結果を図3-4に示します。



※熊本県廃棄物処理計画(第4期:平成28~32年度)の第7章「災害廃棄物の処理に関する事項」に基づき推計。

図3-4 災害廃棄物発生量と県内処理能力

2 広域処理の必要性

災害廃棄物の発生量は約195万トンと推計しており、本県はこれらの災害廃棄物の処理を概ね2年以内で終了することを目指しています。

しかし、県内の廃棄物処理施設の処理能力は、「図3-4」に示すとおり、木くず及びコンクリートがらの破碎は県内処理が可能ですが、混合廃棄物の選別や破碎後の木くず・可燃物の焼却については、県内では目標期間内の処理終了は困難と考えられます。

そのため、処理能力が不足する場合は、県外の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に対しても協力を要請し、県内処理だけでなく県外処理も行う必要があります。

3 県内処理と広域処理

(1) 県内処理

① コンクリートがら

県内で破碎処理が可能であり、破碎・再生後はクラッシャーランなどの建設土木資材として再生利用します。

② 金属くず

県内で処理が可能であり、鉄鋼材料等として再生利用します。

③ その他

家電リサイクル法対象品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は、家電リサイクル法に沿ってリサイクルを、それ以外の品目については、破碎・選別等を行い、可能な限りリサイクルを行います。

(2) 県内処理・県外処理

① 木くず(柱等)及び木くず(家具等)

破碎については、県内処理余力があるため、県内処理を中心としますが、破碎後の木質チップの使用先、焼却先は県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理(焼却等)も行います。

なお、県が事務委託により管理する二次仮置場については、中間処理としてチップ化する破碎施設を導入します。

② 瓦類

県内で処理するとともに、リサイクルの観点から、県外にてセメント材料としても利用します。

③ 混合廃棄物

選別については、県内で処理能力不足が見込まれるため、県が事務委託により管理する二次仮置場に、中間処理として選別施設を導入します。なお、二次仮置場に導入する選別施設能力が不足する場合は、県外処理(広域処理)を実施します。

また、選別後の廃プラスチック等の可燃物は、県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理(焼却等)も行います。

第4節 事務の委託

1 趣旨

災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱われることから、本来、市町村が処理を実施することとなります。しかしながら、甚大な被害により市町村における災害廃棄物の処理が困難な事務については、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託を受けて県が処理を行います。

2 受託対象市町村

基本方針に基づき、現時点(平成28年6月1日現在)で、以下の市町村における災害廃棄物の処理についての事務の委託を受けることとします。

宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町

3 事務委託の範囲

事務委託の範囲は二次仮置場以降の処理とし、そのイメージを図3-5に示します。

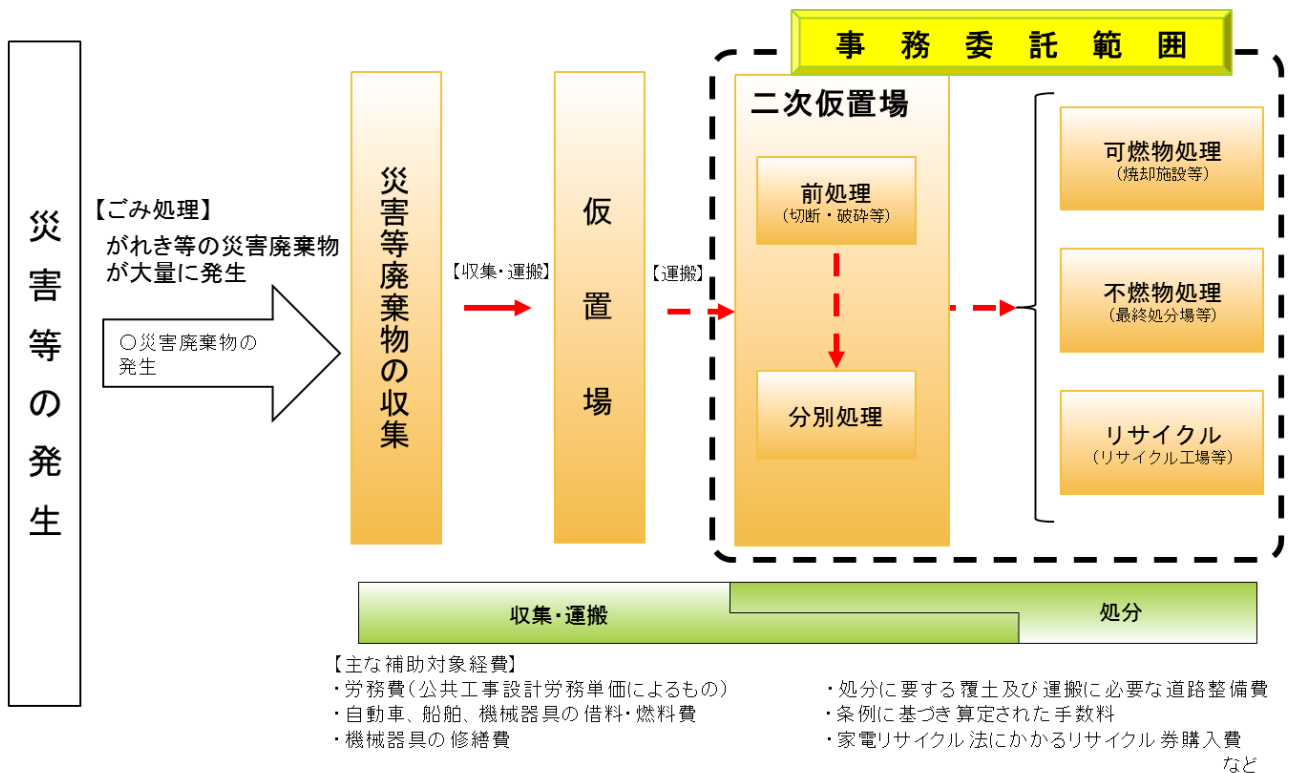


図3-5 事務委託範囲イメージ

4 二次仮置場の受入品目及び配置等

二次仮置場の位置図を図3-6に、平面イメージ図を図3-7に示します。

二次仮置場では、家屋等解体現場において解体・撤去された「コンクリートがら」及び「廃瓦」を一時保管し、「柱材・角材」、「その他木くず」及び「可燃系・不燃系混合物」を処理・処分先に応じて破砕・選別するため、破砕施設及び選別施設を導入し、処理を行い、搬出する計画です。



図3-6 二次仮置場の位置図

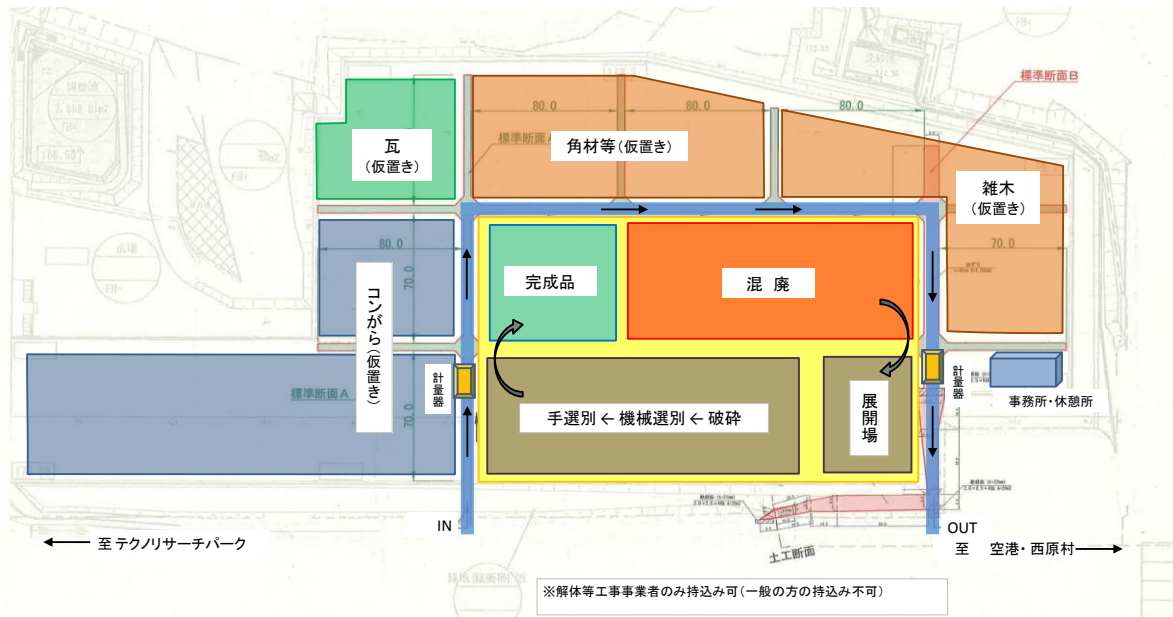


図3-7 二次仮置場平面イメージ

第5節 処理スケジュール

基本方針に従い、発災後、2年以内の処理終了を目標とし、取り組みます。

	平成28年										平成29年	平成30年				
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	12	1・12	1	2	3	4	5
熊本県災害廃棄物処理実行計画			策定													
災害廃棄物の撤去																
家屋等解体 (公費解体)																
一次仮置場																
二次仮置場																

図3-8 処理スケジュール

第6節 進捗管理及び見直し

県では、災害廃棄物の処理の進捗管理のため、全被災市町村について、定期的(月1回程度)に搬入量、仮置量、搬出量等を把握していきます。

また、処理方法やリサイクル方法についても、周辺環境保全、作業環境保全及び破碎・選別品の品質を確保しつつ、さらに迅速かつ円滑に行えるよう適時に見直します。

このような災害廃棄物処理の進捗管理を行う中で、本計画について、適宜、必要な改定を行います。